

-
- 厚生労働省告示第二百九十二号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第一条の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（平成二十六年厚生労働省告示第四百七十八号）の全部を次のように改正する。
- 平成二十七年六月九日
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づき厚生労働大臣 塩崎恭久
- 大臣が定める特殊の疾病
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病は次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 アイカルディ症候群
- 二 アイザックス症候群
- 三 IgA 腎症
- 四 IgG4 関連疾患
- 五 亜急性硬化性全脳炎
- 六 アジソン病

七	アツシャー症候群
八	アトピー性脊髄炎
九	アペール症候群
十	アミロイドーシス
十一	アラジール症候群
十二	有馬症候群
十三	アルボート症候群
十四	アレキサンダー病
十五	アンジエルマン症候群
十六	アントレー・ビクスラー症候群
十七	イソ吉草酸血症
十八	一次性ネフローゼ症候群
十九	一次性膜性増殖性糸球体腎炎
二十	一次性ジストニア
二十一	遺伝性ジストニア
二十二	遺伝性周期性四肢麻痺
二十三	遺伝性脣炎
二十四	遺伝性鉄芽球性貧血
二十五	VATER症候群
二十六	ウエーバー症候群
二十七	ウイリアムズ症候群
二十八	ウイルソン病
二十九	ウエスト症候群
三十	ウェルナー症候群
三十一	ウォルフライム症候群
三十二	ウルリッヒ病
三十三	H T L V - 1 関連脊髄症
三十四	ATR-X症候群
三十五	A D H 分泌異常症
三十六	エーラス・ダンロス症候群
三十七	エプスタイン症候群
三十八	エプスタイン病
三十九	エマヌエル症候群
四十	遠位型ミオパチー
四十一	円錐角膜
四十二	黄色靭帯骨化症
四十三	大田原症候群
四十四	オクシピタル・ホーン症候群
四十五	オスラー病
四十六	カーニー複合
四十七	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
四十八	潰瘍性大腸炎
四十九	下垂体前葉機能低下症

五一	家族性地中海熱
五十二	家族性良性慢性天疱瘡
五十三	化膿性無菌性関節炎・壞疽性膿皮症・アクネ症候群
五十四	歌舞伎症候群
五十五	ガラクトース-1-リン酸ワリジルトランスクフェラーゼ欠損症
五十六	加齢黄斑変性
五十七	肝型糖原病
五十八	間質性膀胱炎(ハンナ型)
五十九	環状20番染色体症候群
六十	関節リウマチ
六十一	完全大血管転位症
六十二	眼皮膚白皮症
六十三	偽性副甲状腺機能低下症
六十四	ギャロウエイ・モワト症候群
六十五	急性壊死性脳炎
六十六	急性網膜壞死
六十七	球脊髓性筋萎縮症
六十八	急速進行性糸球体腎炎
六十九	強直性脊椎炎
七十	強皮症
七十一	巨細胞性動脈炎
七十二	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)
七十三	巨大動靜脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)
七十四	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
七十五	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)
七十六	筋萎縮性側索硬化症
七十七	筋型糖尿病
七十八	筋ジストロフィー
七十九	クッシング病
八十	クリオビリン関連周期熱症候群
八十一	クリッペル・トレノネー・ウエーバー症候群
八十二	クルーゾン症候群
八十三	グルコーストランスポーター欠損症
八十四	グルタル酸血症1型
八十五	グルタル酸血症2型
八十六	クロウ・深瀬症候群
八十七	クローン病
八十八	クロンカイト・カナダ症候群
八十九	痙攣重積型(三相性)急性脳症
九十	結節性硬化症
九十一	結節性多発動脈炎
九十二	血栓性血小板減少性紫斑病
九十三	限局性皮質異形成
九十四	原発性局所多汗症

九十五	原発性硬化性胆管炎
九十六	原発性高脂血症
九十七	原発性側索硬化症
九十八	原発性胆汁性肝硬変
九十九	原発性免疫不全症候群
百一〇	顕微鏡的大腸炎
百一一	顕微鏡的多発血管炎
百一二	高 IgD 症候群
百一三	好酸球性消化管疾患
百一四	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
百一五	好酸球性副鼻腔炎
百一六	抗球体基底膜腎炎
百一七	後縦靭帶骨化症
百一八	甲状腺ホルモン不応症
百一九	拘束型心筋症
百二十	高チロシン血症 1 型
百二十一	高チロシン血症 2 型
百二十二	高チロシン血症 3 型
百二十三	後天性赤芽球病
百二十四	広範脊柱管狭窄症
百二十五	抗リン脂質抗体症候群
百二十六	コケイン症候群
百二十七	コステロ症候群
百二十八	骨形成不全症
百二十九	骨髓異形成症候群
百三十	骨髓線維症
百三十一	ゴナドトロピン分泌亢進症
百三十二	5 p 欠失症候群
百三十三	コフイン・シリス症候群
百三十四	コフイン・ローリー症候群
百三十五	混合性結合組織病
百三十六	鰓耳腎症候群
百三十七	再生不良性貧血
百三十八	サイトメガロウイルス角膜内皮炎
百三十九	自己免疫性肝炎
百四十	自己免疫性空胞性ミオパチー
百四十一	自己免疫性出血病
百四十二	自己免疫性風疹症候群
百四十三	自己免疫性溶血性貧血
百四十四	シトステロール血症
百四十五	紫斑病性腎炎
百四十六	修正大血管転位症
百四十七	若年性肺気腫
百四十八	徐波睡眠期持続性棘波
百四十九	徐波を示すてんかん性脳症
百五十	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
百五十一	神経線維腫症
百五十二	神経fibリチン症
百五十三	神経有棘赤血球症
百五十四	進行性核上性麻痺
百五十五	進行性骨化性線維異形成症
百五十六	進行性多果性白質脳症
百五十七	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
百五十八	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
百五十九	スター・ウエーバー症候群
百六十	ステイーヴンス・ジョンソン症候群
百六十一	スマス・マギニス症候群
百六十二	スモン
百六十三	脆弱 X 症候群
百六十四	脆弱 X 症候群関連疾患
百六十五	正常圧水頭症
百六十六	成人スチル病
百六十七	成長ホルモン分泌亢進症
百六十八	脊髄空洞症
百六十九	脊髄小脳変性症 (多系統萎縮症を除く)
百七十	脊髄膜瘤
百七十一	脊髄性筋萎縮症
百七十二	全身型若年性特発性関節炎
百七十三	全身性エリテマトーデス
百七十四	先天性横隔膜ヘルニア
百七十五	先天性膝上性球麻痹
百七十六	先天性魚鱗癖
百七十七	先天性筋無力症候群
百七十八	先天性腎性尿崩症
百七十九	先天性赤血球形成異常性貧血
百八十	先天性大脳白質形成不全症
百八十一	先天性風疹症候群

百三十九	自己免疫性溶血性貧血
百四十	シトステロール血症
百四十一	紫斑病性腎炎
百四十二	脂肪萎縮症
百四十三	若年性肺気腫
百四十四	シャルコー・マリー・トゥース病
百四十五	重症筋無力症
百四十六	修正大血管転位症
百四十七	シュワルツ・ヤンベル症候群
百四十八	徐波睡眠期持続性棘波
百四十九	徐波を示すてんかん性脳症
百五十	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
百五十一	神経線維腫症
百五十二	神経fibリチン症
百五十三	神経有棘赤血球症
百五十四	進行性核上性麻痺
百五十五	進行性骨化性線維異形成症
百五十六	進行性多果性白質脳症
百五十七	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
百五十八	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
百五十九	スター・ウエーバー症候群
百六十	ステイーヴンス・ジョンソン症候群
百六十一	スマス・マギニス症候群
百六十二	スモン
百六十三	脆弱 X 症候群
百六十四	脆弱 X 症候群関連疾患
百六十五	正常圧水頭症
百六十六	成人スチル病
百六十七	成長ホルモン分泌亢進症
百六十八	脊髄空洞症
百六十九	脊髄小脳変性症 (多系統萎縮症を除く)
百七十	脊髄膜瘤
百七十一	脊髄性筋萎縮症
百七十二	全身型若年性特発性関節炎
百七十三	全身性エリテマトーデス
百七十四	先天性横隔膜ヘルニア
百七十五	先天性膝上性球麻痹
百七十六	先天性魚鱗癖
百七十七	先天性筋無力症候群
百七十八	先天性腎性尿崩症
百七十九	先天性赤血球形成異常性貧血
百八十	先天性大脳白質形成不全症
百八十一	先天性風疹症候群

百八十二	先天性副腎低形成症	二百二十六	特発性両側性感音難聴
百八十三	先天性副腎皮質酵素欠損症	二百二十七	突発性難聴
百八十四	先天性ミオパチー	二百二十八	ドーベ症候群
百八十五	先天性無痛無汗症	二百二十九	中條・西村症候群
百八十六	先天性葉酸吸収不全	二百三十	那須・ハコラ病
百八十七	前頭側頭葉変性症	二百三十一	軟骨無形症
百八十八	早期ミオクロニーキー症候群	二百三十二	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
百八十九	総動脈幹遺残症	二百三十三	22q11欠症候群
百九十	総排泄腔遺残	二百三十四	乳幼児肝巨大血管腫
百九十一	総排泄腔外反症	二百三十五	尿素サイクル異常症
百九十二	ソトス症候群	二百三十六	ヌーラン症候群
百九十三	ダイアモンド・ブラックファイン貧血	二百三十七	脳膜黄色腫症
百九十四	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	二百三十八	脳表ヘルモジデリン沈着症
百九十五	大脳皮質基底核変性症	二百三十九	膿疱性乾癬
百九十六	ダウン症候群	二百四十一	嚢胞性線維症
百九十七	高安動脈炎	二百四十二	パーキンソン病
百九十八	多系統萎縮症	二百四十三	バージャー病
百九十九	タナトフオリック骨異形成症	二百四十四	肺動脈性肺高血圧症
二百	多発性血管炎肉芽腫症	二百四十五	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）
二百一	多発性硬化症／視神経脊髄炎	二百四十六	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
二百二	多発性囊胞腎	二百四十七	パッド・キアリ症候群
二百三	多脾症候群	二百四十八	ハンチントン病
二百四	タンジール病	二百四十九	汎発性特発性骨増殖症
二百五	单心室症	二百五十	P C D H 19 関連症候群
二百六	弹性線維性仮性黄色腫	二百五十一	肥厚性皮膚骨膜症
二百七	短腸症候群	二百五十二	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
二百八	胆道閉鎖症	二百五十三	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
二百九	遲発性内リンパ水腫	二百五十四	肥大型心筋症
二百十	チャージ症候群	二百五十五	ビタミンD依存性くる病／骨軟化症
二百十一	中隔視神経形成異常症／ドモルシア症候群	二百五十六	ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症
二百十二	中毒性表皮壞死症	二百五十七	ビックカースタッフ脳幹脳炎
二百十三	腸管神経節細胞僅少症	二百五十八	非典型溶血性尿毒症症候群
二百十四	T S H 分泌亢進症	二百五十九	非特異性多発性小腸潰瘍症
二百十五	T N F 受容体関連周期性症候群	二百六十	皮膚筋炎／多発性筋炎
二百十六	低ホスファターゼ症	二百六十一	びまん性汎細気管支炎
二百十七	天疱瘡	二百六十二	肥満低換気症候群
二百十八	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	二百六十三	表皮水疱症
二百十九	特発性拡張型心筋症	二百六十四	ヒルシュブルング病（全結腸型又は小腸型）
二百二十	特発性間質性肺炎	二百六十五	ファイファー症候群
二百二十一	特発性基底核石灰化症	二百六十六	ファロー四徴症
二百二十二	特発性血小板減少性紫斑病	二百六十七	ファンコ二貧血
二百二十三	特発性後天性全身性無汗症	二百六十八	封入体筋炎
二百二十四	特発性大腿骨頭壞死症	二百六十九	フェニルケトン尿症
二百二十五	特発性門脈圧亢進症		

二百七十	複合カルボキシラーゼ欠損症
二百七十一	副甲状腺機能低下症
二百七十二	副腎白質ジストロフィー
二百七十三	副腎皮質刺激ホルモン不応症
二百七十四	プラウ症候群
二百七十五	プラダード・ウイリ症候群
二百七十六	ブリオン病
二百七十七	プロピオニ酸血症
二百七十八	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）
二百七十九	閉塞性細気管支炎
二百八十	ペーチェット病
二百八十一	ペースムミオパチー
二百八十二	ヘバリン起因性血小板減少症
二百八十三	ヘモクロマトーシス
二百八十四	ペリー症候群
二百八十五	ペルーンンド角膜辺縁変性症
二百八十六	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く）
二百八十七	片側巨脳症
二百八十八	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
二百八十九	発作性夜間ヘモグロビン尿症
二百九十	ポルフィリン症
二百九十一	マリネスコ・シェーグレン症候群
二百九十二	マルファン症候群
二百九十三	慢性炎症性脱髓性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー
二百九十四	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
二百九十五	慢性再発性多発性骨髄炎
二百九十六	慢性膀胱炎
二百九十七	慢性特発性偽性腸閉塞症
二百九十八	ミオクロニー欠神でんかん
二百九十九	慢性再発性多発性骨髄炎
三百一	ミトコンドリア病
三百二	無脾症候群
三百三	無βリボタンパク血症
三百四	メープルシロップ尿症
三百五	メチルマロン酸血症
三百六	メビウス症候群
三百七	メンケス病
三百八	網膜色素変性症
三百九	もやもや病
三百十	モワット・ウイルソン症候群
三百十一	薬剤性過敏症症候群
三百十二	ヤング・シンプソン症候群
三百十三	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
三百十四	4p欠失症候群

三百十五	ライソゾーム病
三百十六	ラスマツセン脳炎
三百十七	ランゲルハンス細胞組織球症
三百十八	ランドウ・クレフナー症候群
三百十九	リジン尿性蛋白不耐症
三百二十	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
三百二十一	両大血管右室起始症
三百二十二	リンパ管腫症／ゴーハム病
三百二十三	リンパ脈管筋腫症
三百二十四	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
三百二十五	ルビンシュタイン・ティビ症候群
三百二十六	レーベル遺伝性視神経症
三百二十七	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
三百二十八	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
三百二十九	レット症候群
三百三十	レノックス・ガストー症候群
三百三十一	ロスマンド・トムソン症候群
三百三十二	肋骨異常を伴う先天性側弯症
附則	
1	（施行期日）この告示は、平成二十七年七月一日から適用する。
2	（経過措置）この告示は、平成二十七年七月一日から適用する。
3	次に掲げる疾病にかかるつている者であつて、平成二十七年一月一日において現に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第十九条第一項に規定する支給決定、同法第五十五条の五第一項に規定する地域相談支援給付決定、同法第五十二条第一項に規定する支給認定、同法第七十六条第一項の規定による補装具費の支給若しくは同法第七十七条第一項若しくは第七十八条第一項の規定による地域生活支援事業による支援又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十二条の五の五第一項に規定する通所給付決定若しくは同法第二十四条の三第四項に規定する入所給付決定を受けているもの又は受けたことがあるものについては、次に掲げる疾病は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づき厚生労働大臣が定めるものとみなす。
1	劇症肝炎
2	重症急性膵炎
3	次に掲げる疾病にかかるつている者であつて、この告示の適用の際現に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十九条第一項に規定する支給決定、同法第五十五条の五第一項に規定する地域相談支援給付決定、同法第五十二条第一項に規定する支給認定、同法第七十六条第一項の規定による補装具費の支給若しくは同法第七十七条第一項若しくは第七十八条第一項の規定による地域生活支援事業による支援又は児童福祉法第二十二条の五の五第一項に規定する通所給付決定若しくは同法第二十四条の三第四項に規定する入所給付決定を受けているもの又は受けたことがあるものについては、次に掲げる疾病は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づき厚生労働大臣が定めるものとみなす。
1	肝外門脈閉塞症
2	肝内結石症
3	偽性低アルドステロン症

- 4 九五四
好酸球性筋膜炎
視神経症
神経性過食症
神経性食欲不振症
先天性 QT 延長症候群
TSH 受容体異常症
特発性血栓症
フィッシュヤー症候群
メニエール病
(障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備
並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針等の一部改
正)
- 4 次に掲げる告示の規定中、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令
第一条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病(平成二十六年厚生労働省告示第四百七十八号)」
を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づき厚生労働
大臣が定める特殊の疾病(平成二十七年厚生労働省告示第二百九十二号)」に改める。
一 障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整
備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成
二十八年厚生労働省告示第三百九十五号)第一の二の2
二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第四条第一項の規定に基づき厚
生労働大臣が定める程度(平成二十五年厚生労働省告示第七号)